

あんしん地域保健福祉の実現

基本理念

だれもがいいきと暮らせる、心豊かな地域社会の実現

だれもが、生涯を通じて、みずからの尊厳を保ちながら、自己実現を図って、住み慣れた地域社会の中でいいきと暮らせるノーマライゼーションの社会を実現していくこと。

生涯を通じて自立して暮らせる、質の高い地域社会の実現

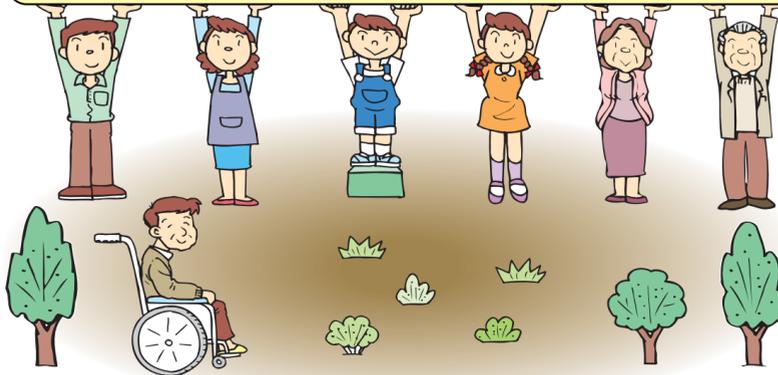
だれもが、それぞれの健康状態にあった適切なサービスを選択し、可能なかぎり自立した生活を営んでいくため、一人ひとりにあった多様で質の高いサービスが供給され、自立した生活が送れるように支援していくこと。

いつまでも安心して暮らせる、支えあいと思いやりのある地域社会の実現

だれもが、自立した生活を送るためには、各自の自助努力が大事ですが、同時に、社会的な連帯による地域福祉活動の充実を進めていくことで、一生涯暮らしていける夢と希望を持てるまちにすること。

基本目標

- (1) だれもが安全・快適に暮らすことができる福祉のまちづくりの充実
- (2) だれもが質の高い保健福祉サービスを選択できる仕組みづくり
- (3) 自立支援および生活の質の向上を目的としたケア体制の充実
- (4) 健康づくり・予防を重視した地域保健システムの充実
- (5) だれもが安心して暮らすことができる地域福祉活動の推進



計画の推進のために

地域保健福祉の推進

- 地域福祉活動の推進
- 地域福祉を担う人材育成の推進
- 市民活動の推進
- 社会福祉協議会による地域福祉活動計画への支援

推進体制の整備

- 計画推進体制の整備
- 関係機関との推進体制
- 人材養成・確保
- 相談窓口
- サービス評価体制の整備
- サービス利用者としての権利の保護
- 各種サービス情報の提供
- 時代の要請にあわせたサービスの適正化
- 国・東京都への要請

基本的な方向性

重点施策

高齢者分野

- ① 社会活動・生きがい活動の推進
- ② 要支援・要介護高齢者へのサービス提供の充実
- ③ 在宅介護支援センターを中心とした地域ケア体制の推進
- ④ 健康づくり・介護予防を重視した支援施策の充実
- ⑤ 地域福祉活動の推進

(1) 生きがい活動・地域福祉活動の推進

民生委員児童委員と地域型在宅介護支援センター相談員を中心に、高齢者の実態把握および支援を必要とする方の特定を行い、地域ケア体制の充実を図りながら、地域における見守り支援・介護予防などの体制づくりを進めていきます。

(2) 健康づくり・介護予防の推進

健康教育、健康相談のいっそうの充実を図るとともに、新たに地域型在宅介護支援センターと連携して、転倒骨折・気道感染・閉じこもりなどの予防のための介護予防教室を実施します。自立支援高齢者への対応としては、生きがいデイサービスや高齢者生活支援ホームヘルプサービスなどの充実を進めていきます。

(3) 地域ケア体制の推進

地域型在宅介護支援センターの拠点数は、中学校区に1か所として、市内8か所を目標に、平成15年度に市内未設置の地域に7か所目の設置に向けた誘導を進めていきます。また、基盤整備事業については、民間事業者(指定居宅サービス事業者)に適切な情報提供などを行うことにより、着実に整備を進めていきます。施設サービスについては、特別養護老人ホームや痴ほう性高齢者グループホームの設置に向けた誘導を進めていきます。



障害者分野

- ① ノーマライゼーション*の実現
*すべての人がふつうの生活ができる地域社会を作っていくという考え方。
- ② 自立を支える生活支援サービスの充実
- ③ 日中活動の場と就労支援の充実
- ④ 相談機能の推進
- ⑤ 社会参加の促進

(1) 自立を支える生活支援サービスの充実

日常生活を容易にする補装具交付、日常生活用具給付、住宅設備改善費補助などや、住み慣れた地域社会の中で暮らしていくためのグループホーム、在宅福祉を支えるホームヘルプサービスなどについて、支援費制度の移行も含めてさらなる充実に努めていきます。

(2) 日中活動の場と就労支援の充実

平成15年度に新設予定の知的障害者授産施設通所者への支援費支給開始を始めとして、障害児の放課後対策のための日中活動の場の拡充などを行っていきます。就労支援の充実については、障害者の適性と能力に応じた福祉的就労の場の確保を進めるとともに、一般雇用についてもハローワークや障害者職業センターとの連携

を図りながら、支援を進めていきます。さらに、就労支援センターについては、設置に向けて検討していきます。

(3) 相談機能の推進

平成15年4月から、支援費制度が導入されますが、今後、市は、サービス利用にあたり、必要な情報の提供と相談を行い、利用者からの求めに応じて、あっせんや調整を行います。また、精神障害者の相談体制の拡充を図るため、相談支援体制の充実・整備に努めます。さらに、地域自立生活支援センターについては、設置に向けて検討していきます。



児童分野

- ① 安心して子育てのできる地域社会の実現
- ② 多様な保育サービスの充実
- ③ 子育て相談機能の充実
- ④ 子どもの健康づくりの充実
- ⑤ 子育て支援ネットワークづくりの推進

(1) 安心して子育てのできる地域社会の実現

平成14年2月に市内で初めて設置した児童館は、子どもたちに遊びを通じて、健やかな成長を図り、情操を豊かにすることを目的とした施設ですが、今後、増設に向けて準備を進めていきます。放課後児童健全育成事業である学童クラブ事業については、待機児童を出さないための運営に努めていきます。

また、子育ての視点に立ち、教育委員会および関連部局との連携を進める中で、児童関連施設の充実や環境整備に努めていきます。

(2) 多様な保育サービスの充実

保育園待機児童の解消を図るため、「小平市第2次保育園待機児童解消計画」(平成14~16年度)に基づき、認定家庭福祉員の増員や幼稚園アットホーム事業の拡充を図るなど、市内の保育に係る資源の活用を図りながら進めていきます。

また、既存の認定保育室の認証保育所への移行を図り、質を高めていくことや、延長保育の実施園を増やしていくことにより、保育サービスの充実を図っていきます。

(3) 子育て相談機能の充実とネットワークづくりの推進

子育てふれあい広場事業、子育ての知恵袋事業、子育て・女性相談事業の相談機能の調整を図るとともに、子どもと家庭についての総合的相談機能を備えた「子ども家庭支援センター」を設置し、子育てを支援していきます。

また、子ども家庭支援センターについては、福祉、保健、医療、教育分野の各関係機関と連携を図りながら、地域の子どもと家庭を支援するネットワークの構築を進めていきます。

